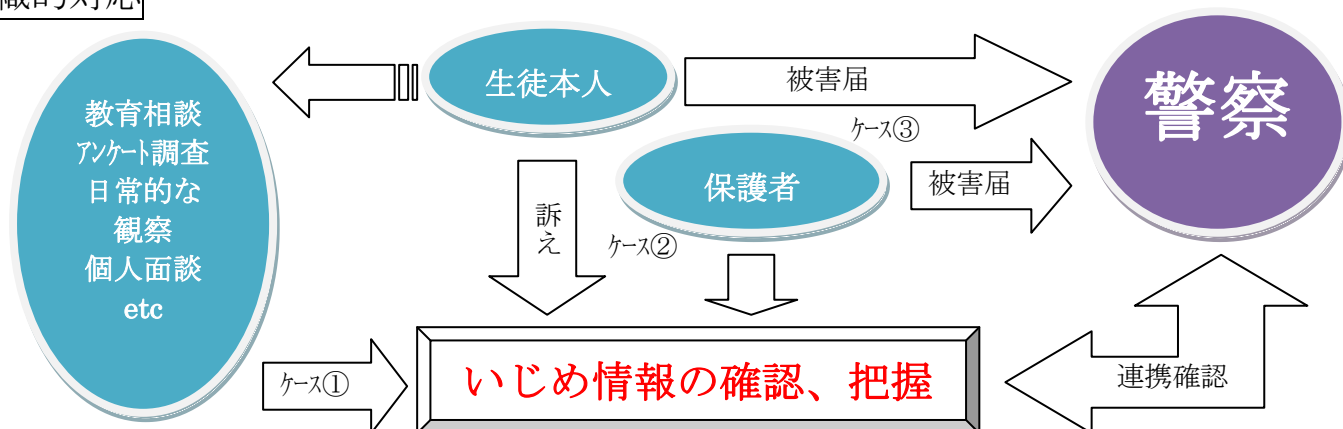


## 組織的対応



## 【正確な実態把握】

職員研修や過去の事例をもとに、ケーススタディなどを通して、いじめを早期段階で認知できる体制づくり、生徒の日常における変化に気づく教師の目を養う。ネット上の誹謗中傷など表面化しにくい要素を含む事案が増加する中、保健室での相談内容や声かけにより小さな変化を見逃ごすことなく情報を整理することが重要と考えている。

報告の流れ：ケース① 担任、養護教諭など情報を得た教職員

ケース② 担任、部活動顧問、養護教諭など情報を得た教職員

ケース③ 管理職、生徒指導部、連絡を受けた職員

すべてのケースにおいて当該生徒の担任→学年主任→生徒指導部長→教頭→学校長と即時、連絡を取り、いじめ対応の関係職員による特別支援教育委員会を招集し(学校長)、対応を協議する。

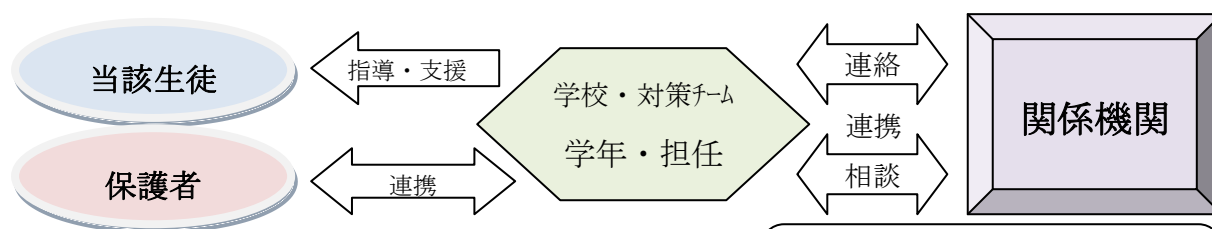
学校長は必要に応じて県教育委員会に報告する。

保護者への連絡：事案発覚後直ちに学校長の指示のもと、保護者との連絡を密にし、保護者ならびに生徒本人の意向を確認する。その上で生徒本人に協力を求めることや今後の指導計画について同意を図る。

## 【特別支援教育委員会 (いじめ対応チーム)】

～緊急対策会議の開催～

- ① 情報を得た職員から報告を受け、チーム内で情報を共有する。
- ② 調査方針、分担、事案の状況から、事情を調査する対象ごとにメンバーを決定する。
- ③ 2名以上の教員で当該生徒に事実確認後、報告する。
- ④ 報告を受けて、会議内で指導方針、サポート内容等を決定し、指導体制を編成する。
- ⑤ 職員会議で報告し、職員全体で共通理解を図る。



～いじめ解消に向けた指導～

- ① いじめを受けた生徒に対して人権と尊厳を守り抜くことを示唆。
- ② 「いじめは決して許されない行為」である意識付けを徹底する。
- ③ 特別指導委員会も含めて指導方針を決定する。
- ④ 事案解消とみられた後も経過観察を怠らず、キャンパスカウンセラーの活用を含めたところのケアを中心とした継続指導をおこなう。
- ⑤ 再発防止活動、アンケートの定期実施など未然防止活動を継続しておこなう。

三木警察署生活安全課 0794-82-0110  
社警察署生活安全課 0795-42-0110  
三木市青少年センター 0794-83-2020  
小野市青少年センター 0794-63-4311

## 【特別な対応を要する事案】～生命または安全が脅かされる重大な事案発生の場合～

- ① 管理職は速やかに教育委員会をはじめとする関係機関に連絡を取り、報告と協力を依頼する。
- ② 万一自殺等が発生した場合、「緊急対応の手引き」(文部科学省平成22年)に従い、管理職が中心となり、組織的に対応にあたる。マスコミへの窓口は一本化する。
- ③ 当事者、あるいは家族の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急の保護者会を実施する。